

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくご

■巻頭言■

映画「三池の闘いと『向坂教室』」上映会

皆さんのご来場をお待ちしています

・ 2

「三池と安保闘争」から60周年

山下 俊幸・ 3

ベネズエラ情勢について

滝野 忠・ 5

『日本を支える電力システムを

再構築する』について

原野人・ 8

―経団連の提言は温暖化対策の名のもとに何を狙うか―

「階級」としての労働者と労働組合と労働法

本村 充・ 10

読者からのおたより

・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

旬刊社会通信

NO.1288

二〇一九年五月一五号

二〇一九年五月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

映画「三池の闘いと『向坂教室』」上映会

皆さんのご来場をお待ちしています

日本は一九四五年八月一五日敗戦によってアメリカの占領下におかれ、GHQは日本の軍国主義が、再び刃むかうことのないようにと、財閥の解体、農地解放と共に労働組合の合法化を進めるなど民主化政策を打ち出した。

三井三池炭鉱では、同年一月十七日、三川鉱労働組合が結成され、翌年の一九四六年二月三日、福岡県大牟田市の笹森公園で三池労組の結成大会がもたれた。

大会には日の丸を掲げ、三池鉱業所の所長、市長、警察署長などが祝辞を述べるなど、まさに御用組合の船出の様相であった。

その後、当時九州大学教授であったマルクス経済学者の向坂逸郎氏らの協力により、労働組合で学習会が始まり、「眠れる豚」と揶揄されていた三池労組は、その後幾多の首切り反対闘争を経験し当時、日本最強の労働組合へと成長していく。

一九五九年から六〇年にかけて、組合役員、活動家一二〇〇名の指名解雇が強行され、三一三日のストライキをバネに「三池闘争」が始まった。三井資本は政府、日経連の指導の下、警察、右翼、暴力団などを総動員した。

一方、総評及び炭労は全国的支援体制で現地九州・大牟田に数十万人のオルグ・支援部隊を送り、「総資本対総労働」の闘いとなった。

また、岸信介内閣による「日米安保条約」締結に反対する労働者・学生のデモは連日国会周辺に数万人に及んだ。

こうして一九六〇年は「安保と三池」の闘いが結合し日本労働運動史に輝かしい足跡を残し、この闘いの教訓が国鉄労働組合をはじめ全国各地に広まり、日本労働運動の階級的強化が前進した。

その後、戦闘的・階級的労働運動を潰すため、一九八七年に中曽根首相は「社会党・総評を潰すため」と称して、国鉄の「分割・民営化」を強行し、国労組合員ら七六二八名の首切りを断行。今や「総評」「社会党」は無くなり、政府・資本の後押しで「名ばかり労働組合」の「連合」の時代となった。

その結果、非正規労働者の増大、格差社会、戦争の出来る国づくりが進み、労働者の生活や平和が脅かされ続けている。このような現状を憂い、左記の要綱で歴史的な闘いであり、多くの教訓を残した「三池闘争」の記録映画の上映会を開催します。皆さんのご来場をお待ちしています。

記

日時 五月一日(土) 一二時開場、一二時一五分以上映開始、

一五時四五分まで(三時間三〇分)

場所 「サンプラザ市原」一階のアイスペース(内房線五井駅西口隣接)

内容 「三池のたたかいと向坂教室」(二二〇分の長編)

参加費 原則無料ですが、会場費の負担として、五〇〇円をお願いします。

主催者 「労働・社会科学学習会」呼びかけ人代表 市原 芳樹

連絡先事務局 山下 俊幸 ○九〇―三三三五―〇六六一(山下携帯)

「三池と安保闘争」から60周年

学習会そして映画

1960年の「三池闘争と安保闘争」から今年で60年を迎えます。戦後日本の労働運動、政治に大きく影響を及ぼしたこの闘いは、歴史的な意義を持つものでした。当時、私は高校生でした。

私たちは労働運動、社会主義運動の再建・強化をめざして「労働・社会科学学習会」（呼びかけ人代表・市原芳樹）を本年2月より毎月1回、『社会通信』の滝野忠氏に手弁当でお手伝いいただき、小さな学習会を行っています。

2月は「向坂先生と岩井章さん」

3月は「マルクス生誕200年と『共産党宣言』」

4月は「向坂逸郎と『資本論』」

5月は、私たち社会党・総評系の闘いの原点

とも言える「1960年の三池と安保の闘い」を映像を通じて、その闘いの経緯と教訓を学びたいと考え、映画「三池の闘いと『向坂教室』」の上映会を行うことにしました。

この映画は、向坂逸郎氏の門下生であった林信男氏から私(山下)に贈られたものです。3時間30分という長編の大作です。

「三池闘争」については、向坂逸郎、灰原茂雄、塚元敦義の各氏らによって書かれた書籍や論文から学んできましたが、千葉では初めての映画上映です。

三井三池争議

「総資本対総労働の対決」と呼ばれた三井三池争議は、1959年8月末から1960年10月末まで1年以上にわたって闘われる大争議となった。

1959年8月28日、三井鉱山は全山で4580名(うち三池炭鉱は2210人)の人員整理を発表。会社は、人員整理は単に量のみならず質の問題でもあるとして、三池労組の職場活動家を「生産阻害者」として整理することを提示した。

会社と三井鉱山労働組合(三鉱連)との団交は決裂し、会社側は10月14日一方的に希望退職の募集に踏み切った。これに対し三鉱連は断続的なストライキに入った。

10月末までに三池以外では希望退職者の達成が見込まれたが、三池では退職を希望した者は142名にすぎなかった。決裂していた団交は10月27日再開されたが、三鉱連は指名解雇は絶対認めないという立場をとり、三井資本は三池の生産阻害者の指名解雇を主張し、団交は11月12日再び決裂。中労委が斡旋に乗り出すも労使双方が拒否。

1959年12月10日、三池の1279名(社会黨員、共産黨員を含む職場活動家、組合執行部、職場・地域分会役員やその経験者)を指名解雇。

三池労組の断続的ストライキが続いていたが、三井資本は港務所を除く三池鉱業所全域に先制的ロックアウトを実施し第二組合結成を促進するも、三池労組は同日無期限全面ストに突入し長期戦に入った。

資本の組合切り崩し攻撃が強まり、元共産党幹部で後に転向した三田村四郎らの労働学校へ組合員を送り込み「スト中止、生産再開」を求める批判勢力を結集し、196

0年3月17日「三池炭鉱新労働組合」（2870人）を結成し、全労会議（後の「同盟」）が支援。

4月末には、三池労組9001人に対し、第二組合の新労組は4944人となった。新労組は3月24日、労働協約、生産再開などの協定を結び、三井資本は3月28日に新労組だけロックアウトを解除。それ以降両労組の対立が激化。

1960年3月29日、四ツ山鉱正門を警備していた三池労組のピケ隊に暴力団が襲いかかり、多くの負傷者を出し、組合員久保清さんが刺殺された。

炭労幹旋案拒否―三池労組三鉱連脱退へ

4月9〜17日に開催された炭労第25回大会が開催され、中労委の「会社は指名解雇を撤回、解雇当事者は自発退職」という藤林幹旋案が討議にかけられ、三井鉱山労働組合（三鉱連）の幹旋案受諾と三池労組などの反対意見と激しく対立した。

炭労執行部は当初受諾に傾いたが、久保清さん刺殺事件を契機に高揚した運動を背景に、三鉱連以外の大手13労組のほとんどが幹旋案拒否の立場をとるようになり、炭労大会では幹旋案拒否が決定され、三池を除く三鉱連5山の代議員は一斉に退場した。大会最終日、三池現地指導委員会の設置が決まり、以降、総評・炭労が前面にたつて三池争議を指導するようになる。三池労組は三鉱連脱退を表明した。

ホッパー決戦

第二組合は、会社、警察の協力で入鉱し生産を再開したため、三池労組は三川鉱のホッパー（貯炭槽）占拠に集中する戦術をとる。ホッパーは採掘した石炭を鉱外へ搬出する拠点である。

ここを占拠することで石炭搬出を阻止するため、ピケには三池労組員だけでなく全国から支援に駆けつけた。最高7000人に達したピケ隊で止められた。

7月5日、第二組合は海上から強行就労をはかり、衝突し大量の負傷者を出した。

7月17日、「安保体制粉碎・不当弾圧反対・三池を守る総評九州拠点大集会」が開かれ、約10万人がホッパーを取り囲み、2万人規模でホッパーの死守が決定された。

三池争議の收拾

7月20日、ホッパー周辺立ち入り禁止仮処分を実施するため執行官が2万人のピケ隊排除のため警察官1万人の動員を要請。衝突が起これば、2桁の死者、3桁の負傷者が出かねない状況の中、急遽中労委の藤林会長が職権旋案に乗り出し、労使双方に幹旋案白紙委任を求めた。

炭労は申し入れを受諾し、衝突は事前回避された。8月10日第3次幹旋案が出されたが、その内容は第2次案同様に指名解雇を認めるものであった。8月18日からの炭労大会で、本部は幹旋案は承認できるものではない、としながらも事態の收拾を提案し、総評太田薫議長も本部案を支持した。大会は紛糾し中断、9月4日に再開され、反対派の強い批判を押し切り、6日に「条件付き事態收拾」を決定。

三池労組も9月8日、炭労大会決定を確認し事実上の終結となった。

安保改定阻止国民会議の結成

1959年に入つて、日米安保条約改定について世論の関心が次第に高まり、それを背景に総評などの呼びかけで1959年2月28日、「安保体制打破、日中国交回復国民会議」が開かれ、安保条約改定阻止国民会議結成の呼びかけが行われた。新産別と全労会議(同盟)は不参加。

1959年3月28日「安保条約改定阻止国民会議」の結成大会が国労会館で開かれた。参加したのは134団体620人で、総評・中立労連・社会党・など13団体が幹事団体に選ばれた。

大会は、安保条約の改定阻止、さらに廃止、そして日本の積極的中立の実現を方針とした。

1959年4月15日、国民会議による第一次全国統一行動が行われ、年末まで10次の統一行動が取り組まれた。6月25日の第3次統一行動は、炭労の24時間スト、日教組の午後2時授業打ち切りをはじめ全国で400万人が参加した。その後、断続的にストや大規模集会、デモが行われ、全学連の国会構内突入もあった。

新安保条約の調印と批准反対闘争

1960年1月16日岸首相らが新安保条約調印のためアメリカに出発。全学連は羽田空港ロビー占拠する行動に出て、機動隊と衝突で79人の逮捕者を出す。

19日、ワシントンで日米相互協力及び新安全保障条約が調印された。

2月5日、新安保条約の批准・承認を求める法案が第34通常国会に提出された。社会党は反発したが、国会に500人の警察官と暴力団が導入され、社会党議員は排除された。

社会党など野党3党だけでなく自民党反主流派が欠席したまま会期50日の延期が強行採決され、5月20日午前0時19分、新安保条約は強行可決された。5月20日以降、連日抗議デモが続き、6月4日には大規模な政治ストが行われ、総評系57単産360万人、中立労連19単産100万人など。6月15日の第18次統一行動は「6・4」ストを上回り、警察・右翼暴力団との衝突で東大生の権美智子さんが殺された。岸首相は自衛隊の出動を要請するも赤城宗徳防衛庁長官の反対で断念した。

(「労働・社会科学学習会」事務局・山下 俊幸)

ベネズエラ情勢について

「祖国が死か」

ベネズエラの富は労働者の労働と石油が生みます。その富をどの階級が支配するか、ベネズエラの国を左右します。チャベスが「革命」政権を打ち立てるまで、石油は国際的な石油独占体、国内の支配階級に支配され、彼らのノラクラ生活と浪費、腐敗の温床でした。チャベスは石油を一部の者の私有財産とするのではなく、圧倒的大多数の貧しい国民のためのものとしたのです。

ベネズエラはキューバがそうであったように、「反米」国家ではありません。米国をふくむ世界のすべての国と仲よくしたいと考え行動しています。米国はそれを拒んだのです。ベネズエラは世界一の石油埋蔵量を持ちます。米国は一人占めしたいので

す。貧乏人に分け与えるなんてケシカランと、ベネズエラ政権に「敵対」するので。ケシカを売ったのは米国です。ベネズエラは「犠牲者」です。キューバと同じように「祖国か死か」と「祖国防衛戦争」に立ち上がっているのが、マドウロ政権下のベネズエラ人民です。

ベネズエラの情勢は戦争というものへの考え方を訓練してくれません。反動的・侵略的な帝国主義戦争もあれば、帝国主義戦争に抗して民族の独立・尊厳・自主権を守り、社会主義をめざす戦争もあることです。米国が中南米の国々の多くに圧力をかけ、ベネズエラ政権をつぶす戦争は「不正義」です。ベネズエラ人民の意志を実行し、「革命」政権を守りぬく戦争は「正義」です。

戦争について、ベネズエラはどの階級のための戦争か、それを階級関係全体の中で考え判断し、行動しなければならぬというマルクス・エンゲルス、レーニンがくどいくらいに強調した古くて新しい課題が展開しているのです。

米国の狙い

米国はなぜベネズエラをこれほどまでに締めつけるのでしょうか。理由は2つです。米国の経済は資本主義の金融資本主義化で腐朽性を強め、製造業は衰えました。中南米は19世紀末から米国の植民地としてありました。そこに、米国が「敵、脅威」とする中国が権益を拡大しています。中国と強い経済的・政治的関係をもつベネズエラをつぶしたい、中国への米国の強い意志と脅迫。これが一つです。

二つは石油利権の一人占めです。シェールガス、投機による石油価格の高騰は、米国を再び世界一の産油国としました。かつて石油カルテルで威力を発揮したOPECに価格を決める力はありません。米国がベネズエラの「革命」政権を倒せばベネズエラは米国の権益地となります。そして、米国が石油価格への支配力をもつこととなります。米国の総資本、エクソンモービル、シェブロン石油独占体、そして国際独占体のBP、ロイヤル・ダッチ・シェルとカルテルを結べば、エネルギー市場を支配できる、中東問題は「解決」できるとの思惑です。ベネズエラ侵攻作戦が進むなか、米国がイラン石油の全面禁輸を実行したことは2つの国への「制裁」が1つの「目的」をもって行われていることを示します。

0205年にもクーデター

1000日前の1月23日、米国はベネズエラでもだれも知らなかったグアイドという人物を、大統領代行にかつぎ上げました。米国は現大統領のマドウロは「国民を弾圧する独裁者、大統領選挙は不正だった、マドウロに資格はない。やめて、大統領選をやりなおせ」と、周到な準備でクーデターをおこなったのです。ベネズエラはどうなる、米国の介入はさらに強くなるだろうとの不安がよぎりました。安心もありました。

クーデターはチャベスさんの時代の2002〜5年にもありました。米国と国内の独占資本家が結託しチャベスを拉致（らち）、大統領代行に経済界のボスをたてました。それが失敗すると国営石油会社の労働組合を使い生産サボタージュ。石油生産が麻痺すれば経済は混乱し、国民生活は麻痺。それに乗じて政権転覆がネライでした。これも失敗。チャベスは禍を福としました。クーデターに加わった軍、石油会社、官

僚の上層部、たとえば最高裁判事、選挙管理委員会を人民とともに歩む人物に入れ替えたのです。

資本家階級と米国独占資本が共謀した生産サボタージュ、クーデターの粉砕は「革命」政権を支え、強める組織の結成、国民生活安定・向上、地域からの連帯をめざす組織づくり、さらにキューバとの連携・協力へと飛躍します。

文化大国 キューバ

キューバは文化大国です。キューバが米国の60余年の経済制裁（締めつけ政策）さらにはソ連崩壊という苦難のなかで、社会主義体制を維持しつづけられたのは、社会主義的人間をつくってきたからです。カストロさんの「思想は武器に勝る、思想の種を播（ま）け」との労働者の意識向上をめざす社会主義学習闘争です。カストロさんは、資本主義社会の消費文明に社会主義社会の最重要事である、人間の全面的発展を対置したのです。

キューバの教育、医療制度、国民の文化意識は世界一、苦しむ人民のいる所にはいつでも無償でとんでいきます。キューバは天然資源をもちません。ベネズエラはキューバに石油を提供し、キューバはベネズエラで国民教育の発展、国民の健康向上に教育や医療労働者を派遣します。ラテンアメリカは近世スペイン、現代は米国の支配に抗し、民族独立を闘いました。「反米」そして反帝国主義の意識は高いのです。言葉はスペイン語ですから、国際連帯はむつかしくないのです。

米国はキューバにやつつけられ続けていますから、キューバが憎くて憎くってしょうがない、「坊主憎けりや袈裟（けさ）まで憎い」なんてことわざがありますが、米国は「キューバと仲よくするヤツも」です。

経済制裁は“戦争”

“経済制裁”についてです。米国の経済制裁“締め付け”作戦に直面しているのがロシア、イラン、キューバそして北朝鮮等々です。米国はイランの経済混乱をさらに大きくするため、イラン原油の全面禁輸を發動しました。

情報通信技術の発展は、瞬時に1ドル単位の取引きまでつかみとります。イランから原油を購入すれば“制裁違反”とされ、ドル資金ができなくなります。米国市場からもしめだされます。さらに米国は預金を封鎖し、取り引きできなくすることまで平気です。まさに“締め付け”“兵糧攻め”“戦争”です。

石油生産が止まればベネズエラ経済、財政はたちゆかなくなり、経済危機となります。経済危機は社会不安を大きくし、政治危機へと発展します。制裁は石油売買にかかわる者だけではありません。ベネズエラは帝国主義がつくった“モノ・カルチャー”経済に長くおかれ、日常生活必需品を十分につくる生産力はありません。石油の輸出がストップすれば消費物資を輸入できません、品不足となります。設備は年を重ねれば古くなり傷みます。それに修理と設備の更新が必要です。制裁は部品と新しい設備の更新を閉ざします。石油生産の能率は落ち、生産量は減ります。石油生産の減少はベネズエラ経済を危機におとし入れます。ベネズエラの品物不足、インフレ、経済“破綻”の本質です。

支持基盤

こうしたなか、米国は軍事侵攻まで想定しベネズエラへの圧力を強めています。その第一弾がグアイドを大統領代行にし、マドウロを大統領から引き下ろす作戦でした。ものみごとに失敗です。米国はマドウロの権力基盤を甘くみただけです。第2弾が3月の電力供給網の破綻工作です。これはベネズエラ人民全員をまきこむテロです。「9・11」どころではありません。第三弾は4月からのグアイドが軍人を引き連れ蜂起を呼びかけたクーデターです。これも失敗し、消息筋は米国やベネズエラの反動勢力は手詰まりにあると伝えます。

マドウロ政権の基盤は「革命政府」を下から支える地域から生産・分配をになうコミュニティ（コレクティボともいわれる）とミリシア（市民軍）組織です。米国は侵攻をも準備しています。ベネズエラ人民は世界の労働者に未来を開いてくれるに違いありません。

（滝野 忠）

『日本を支える電力システムを再構築する』について

―経団連の提言は温暖化対策の名のもとに何を狙うか―

週刊『経団連タイムス』（4月11日）によると、経団連は提言『日本を支える電力システムを再構築する』をとりまとめ、中西宏明会長が記者会見した。

会長は「かねてより日本の電力に強い危機感を持つており、このままでは国民生活や事業活動に甚大な影響を及ぼしかねないと危惧していると説明。この危機感を会長・副会長をはじめ首脳レベルで共有して取りまとめた経済界からの問題提起が今回の提言だ」とし、「電力を巡る危機感が政府・経済界・学术界・芸術界をはじめ、広く国民にも共有され、電力の全体像について国民的議論が展開していくことへの期待」を強く訴えた。

提言の概要 「現在、日本の電力は4つの危機に直面している。国際的に地球温暖化問題への関心が高まるなか、東日本大震災以降、①火力発電依存度は8割を超え、その打開策となる②再生可能エネルギーの拡大も、③安全性が確認された原子力発電所の再稼働も、困難な状況。結果として：④国際的に遜色ない電気料金水準も実現できていない。一方で、電気事業者は投資回収の見通しを立てにくくなり、電力インフラへの投資を抑制している。こうした危機を放置すれば、化石燃料依存から脱却できないばかりか、電力供給の質の低下や電気料金の高騰につながりかねず、地球温暖化対策や産業競争力強化に逆行する。Society5.0実現の重要な基盤である電力に対して投資を活性化すべく、環境整備を進める必要がある。」

「原子力発電については、地球温暖化対策の観点からも安全性確保と国民理解を大前提に、既設発電所の再稼働やリプレース・新增設を真剣に推進することが不可欠である。」

さらに会長は記者会見の中で「化石燃料が永遠に使い続けられるものではないことは明らかであり、再生可能エネルギーや原子力など、化石燃料以外のエネルギーの選択肢を確保することが重要」と強調。「原子力については、政府、電力会社、設備メー

カーなど関係者が一体となって、社会的信頼を醸成していく必要がある」とした。「また、日本の電力が直面している課題を放置すれば、昨年9月の北海道でのブラックアウト（大規模停電）のような事態が全国で起こる可能性も排除できないとしたうえで、あれほどの事象を経験したなかでも電力に対する危機感が日本全体で共有されていないことに懸念を表明。広く危機感の共有を図り、解決に向けた議論を行っていきたい」とした。

嘘の塊 いまさら詳しく反論する必要もあるまい。独占資本とは目先の利潤のために、いかに嘘を平気で並べ立てて、もつともらしく誘導するかの見本のような提言である。

第一に、「再生可能エネルギー（自然エネルギー）の拡大」が「危機」に陥っているのは経団連の諸君の責任である。福島事故後に喧伝された「発電電の分離」を実行しなかったばかりか、全国で発電電を独占的に支配したまま、基幹送電網は原発と火力に優先使用させ、あるいは原発稼働用に空けてあり、せっかく成長し始めた風力や太陽光の買取りを制限しているのだから。確実にブラックアウトを防げるのは、分散した自然エネルギーの充実だ。

第二に、「安全性が確認された原子力発電所」などというものは存在しない。日本では国家権力の一翼を担う原子力規制委員会という名の原子力推進委員会が、「新基準」でことごとく原発を「安全」と認定しているが、福島事故原発に比べて危険性をほんの少し小さくしたただけであって、決して「安全性が確認された」ものではない。国際的にはまったく通用しない「安全性」にすぎない。

中西会長がイギリスへの原発輸出に失敗し、独占資本と安倍政権の「成長戦略の柱」だったはずの原発の輸出計画が総崩れしたのは、福島事故後に少しばかり改善した原発の建設費が相当に高くつくからであった。また洋上風力などの建設が急速に進み、その発電コストの方がはるかに優位に立ったからである。

第三に、「原子力発電については、地球温暖化対策の観点からも安全性確保と国民理解を大前提に、既設発電所の再稼働やリプレース・新増設を真剣に推進することが不可欠である。」などといかに強調しても、巨大地震が予想されている日本で、「安全性確保」ができるわけもないし、「国民理解」が進むわけもない。

福島を見ると、メルトダウンした燃料デブリを取り出すことはおろか、原子炉建屋の上部にある使用済み核燃料プールの中から健全なはずの核燃料を取り出して敷地内の高台にある共用プールに移すことさえままならない。建屋内の放射線量が高く、ほとんどの作業は遠隔操作となるが、すでに開始は予定から4年4か月も遅れている。

デブリ等はもとより、使用済み核燃料であれ再処理後のガラス固化体であれ、高レベル放射性廃棄物はどこにもっていつてどう処分するのも決めようもない。受け入れる所などどこにあるはずもない。

フレコンバックに納められた多量の中・低レベルの廃棄物でさえ、原発敷地周辺の処理場に集めてみても、県民に約束している30年以内に移すべき処分場など現れまい。「臭いものにはふた」のごとく、公共事業に使ってしまうことさえ図られている。

「国民理解」が進めば進むほど、再稼働もリプレース（建て替え）も新増設もできなくなるはずである。

不当な差別 第四に、韓国による水産物輸入禁止措置をめぐる世界貿易機関(WTO)の紛争処理手続きで日本は逆転敗訴した。東日本大震災、原発災害からの復興を喧伝してきた政府と経団連にとって、大誤算のしかし当然の事態となった。日本政府が「不当な差別」で「必要以上に貿易制限的」と主張した福島や茨城など8県の水産物に対する韓国の禁輸措置をWTOが容認したのである。植民地支配や徴用工や慰安婦等の問題を「不当な差別」とは思っていない日本政府は、韓国による日本産品の禁輸措置こそ許しがたい「不当な差別」だと憤慨するのである。福島の実情を見るとよい。

第一原発には100万トンを超えた高濃度汚染水がある。東電はつい先日まで、これにはトリチウムしか残っていないとしてきたが、放射性セシウムやストロンチウムの相当量が残ったままであることが明らかになった。タンク保管が無理になったので海に放出すると言う。政府や規制委員会はセシウム等をできる限り濾過して、後は希釈して捨てればよいとする。だが100万トンの中に含まれる放射性物質は絶対量としては大量となる。他方では通常の許容被曝線量の20倍まで我慢して故郷に戻れという。原子力緊急事態宣言を解けないままの「復興五輪」である。独占資本の利潤をすべての物の上に置く中西君や安倍君の本心は、福島や沖繩を見るだけで明らかである。

(原野人)

「階級」としての労働者と労働組合と労働法

労働法にみる「労働者」 いま『労働者』という存在が曖昧になってきているといわれている。はたしてそうか。そもそも『労働者』という概念自体が意図的に曖昧にされてきている、そういうことではないのか。

だが何のために。むしろ問題は、何が社会を動かさしめる原動力となりうるのか、ということを解き明かすことよって「労働者」という存在を再認識することが大事ではないのか。今回はこの基本的なことを軸にしながらか「労働法」そのものの意義と本質について考えてみたい。

まず何よりも『労働者』という観念についてである。労働基準法9条は、「労働者」を次のように定義している。「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」

産業革命と機械制大工業の発展 なぜこのような定義が出てきたのか。その背景は、イギリスを端緒とする「産業革命」までさかのぼる。労働者が初めて大量に出現したのは、18世紀後半の産業革命以降発展した機械制大工業においてであった。

そこでは、徹底した分業化と近代的工場制度の採用により、それ以前の家内工業や工場制手工業の段階で生産活動の主軸となっていた職人的熟練労働者にかわって、大量の半熟練および不熟練労働者が生産現場の主役となった。そこでの労働は、効率の最大化をねらう合理的な管理体制のもとで、一方では機械の配置や速度に規制され、他方では監督者の管理下に置かれて、労働における自由と主体性は大幅に制約された。しかし、生産手段の飛躍的発展は商品の大量生産を可能とし、資本に対する抵抗闘争の高まりとともに、結果的に労働者と家族はその条件下で、生活水準を向上させることができたといえよう。

資本家と労働者 これが労働者のそもその発生起源であるが、労働者のもう一つの特徴は、労働者がその発生からすでに「階級」としての存在であったということである。つまり、資本主義の飛躍的發展とともに「労働者」という階級が必然的に生み出されてきたのである。

機械とか工場とか生産手段を持っているのは、資本家である。労働者は生産手段を持っていない。そこで労働者は自らの「労働力」と生きる手段としての「賃金」を得るために資本家と「契約」関係を結ぶのである。

かくして労働者が「労働力」を売り、資本家が「賃金」を支払うという契約関係が成り立つことになる。問題は、その労働力の対価として、賃金があるかということである。これは単純に考えてもわかることであるが、資本家は、生産手段の維持・拡大、原材料の確保、市場の確保・拡大の投下等に当然のことながら資本が必要とされる。

この資本はどこからだれが生み出しているものなのか。労働者である。つまり労働者の「労働力」は「賃金」以上の利潤を生みだしているということになる。資本家と労働者は最初から対等の「契約関係」にはないのである。ともあれ労基法では「労働者」の規定が、「使用される」¹¹「指揮監督下の労働」であるか否か、支払われた報酬が「労働の対価」であるか否か（この2つを『使用従属性』という）ということにより判断されるというのが一般的である。

労働組合 生産規模が大きくなればなるほど「階級」としての労働者はますます多くなっていく。労働者間の競争はますます激しさを増してくるが、その労働者が一つにまとまる必然性もまた労働者が「階級」として発生してきたその生い立ちにある。「労働組合」は「階級」として発生してきた労働者の必然的結果としてある。労働組合法はその「目的」として次のように述べている。

「第1条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする」。

つまり、先に述べたように、資本家と労働者が対等の「契約関係」にないことを前提として制定されたのが「労働組合法」である。これは資本家から与えられたものではない。労働者が勝ち取ってきたものである。労働組合は、集団的屬性を持つ労働者が生み出した組織形態だといってもよい。

「労働者の地位向上」と「その労働条件について交渉」するために労働者は自主的に労働組合を結成し、団体交渉や団体行動を組織したのである。対等ではない「契約関係」を集団的権利行使によって対等なものにしていく、これがそもその労働組合の発生と役割であり、それが労働者の「力」の源泉でもある。

労働者の集団的権利行使を保障し明文化したのが「憲法28条」である。

「第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」。

その具体化が労働3権といわれるものである。まずは「団結権」。これは、労働者の団体を結成する権利である。次に「団体交渉権」。労働者の団体が企業の使用者と対等な立場で労働条件について交渉する権利である。最後に「団体行動権」。労働者の団体が労働条件の実現を図るために団体行動を行う権利のことである（主にストライキを認める権利）。

重要なのは、これらがあくまでも「階級」としての労働者を保障するものであるということである。もちろん「憲法」は個としての基本的人権を最優先するものであるが、労働者という個は、集団的属性を持つがゆえに、集団的権利行使が、すなわち個としての労働者の権利を保障することにつながるということである。

労働法は優先される 労働法は、そのほとんどが特別法とされる。特別法は、民法などの一般法より優先して適用される。労働者保護法たる労働基準法は、労働関係諸法における基本法としての役割を果たしてきた。労基法13条は、「この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による」と規定している。

労働法が労働契約に対して強行的かつ直律的な効力を持つことを明確にしており、労働基準法以外の労働者保護諸法も基本的に同様の効力をもつとされている。そして労働法は労働者の「集団性」を保護するものとも位置付けられる。それは「労働組合法」の労働者の定義が、「労働基準法」の労働者の定義よりも広い意味でとらえられていることにも見て取れる。

「労組法第3条 この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう」。

失業者を含めて労働者と規定している。さらに労働組合と使用者（団体）が、書面で作成し、署名又は記名押印することにより効力を生ずる「労働協約」に優先的効力を持たせている。すなわち労働契約、就業規則、労働協約が同一の労働条件について異なった定めをしている場合は労働契約よりも就業規則の方が効力が強く、さらに労働協約の効力が強いという関係である。もちろんいずれの内容も労働基準法に反することはできない。なぜ労働者の「集団性」を保護するかはすでに述べた。

資本家と労働者は「対等の立場」にないからである。私たちは、資本主義社会における自らの立ち位置を再度確認する必要がある。そして、労働者の「組織的力」をつけていくことが、総体の生活、権利の向上ひいては個々の労働者の生活、権利の向上に大きく作用するのだということを認識し、具体的実践をしていくことである。「労働法」は単に条項を解釈することではなく、労働者が実践の中に活かしていくことによってこそ、その本来の目的が生きていくのである。（労者研事務局長 本村 充）

◇読者からのおたより◇

三池闘争のファイルも感動ものですね 返信が遅れました。北海道へ行っておりまして。山下さんの学習会の御誘い有り難う御座いました。この日は他の会議とぶつかり、千葉は欠席となってしまいました。三池闘争のファイルも感動ものです。次々会から楽しみにして勤務申し込みして行きます。お手紙、資料有り難う御座いました。体調崩しているように見られたのですが、大丈夫ですか。身体一番です。ご自愛ください。

（東京 くら猫ライダー）